

市町村立小・中・義務教育・特別支援学校長 様

埼玉県教育局教育総務部教職員課長
(公印省略)

教育事務所における一部業務の集約化に係る事務処理について（通知）

日頃、県費負担教職員の給与・旅費関係事務につきまして、適正な事務処理に御尽力いただき、厚くお礼申し上げます。

さて、令和元年7月29日付け教総第519-3号「教育事務所における一部業務の集約化について（通知）」において、令和元年9月1日から、現在、教育事務所（総務・給与担当）が担当している一部業務を集約する旨をお知らせしたところです。

つきましては、集約後は本書のとおり事務処理が変更となりますので、事務に遺漏のないようお願いいたします。

記

1 業務集約後における事務処理の変更点などについて

（1）各業務の変更点

- | | | |
|------------------|------------------|---------|
| ア 非常勤講師 | ・・・・・・・・・・・・・・・・ | 別紙1のとおり |
| イ 障害者非常勤職員・就業補助員 | ・・・・・・・・ | 別紙2のとおり |
| ウ スクールカウンセラー | ・・・・・・・・ | 別紙3のとおり |

（2）留意事項

- ア 上記（1）イ及びウの業務に係る8月分の書類については、令和元年9月4日（水）までに県費事務担当に到着するよう御提出ください。

ただし、8月中に提出する場合は、所轄の教育事務所へ提出してください。

- イ 業務を集約するに当たり、各業務における様式を統一しましたので、今後は、今回送付した様式を御使用ください。

なお、個人番号について、「個人番号の提供について（お願い）」を添付しましたので、個人番号を取得する際に御利用ください。

2 問い合わせ先について

業務集約後は下記のとおり問い合わせ先が変更となります。

なお、令和元年9月1日以降に質問・相談をする際は、別添の「非常勤職員」質問票を電子メールまたはFAXにより、県費事務担当宛てに送付してください。

(1) 業務の集約に関すること

ア 令和元年8月31日まで

埼玉県教育局教育総務部総務課人事担当

電 話 048-830-6622

FAX 048-830-4950

電子メール a6610-07@pref.saitama.lg.jp

イ 令和元年9月1日以降

埼玉県教育局教育総務部教職員課県費事務担当

電 話 048-825-0010

FAX 048-825-0013

電子メール a6660-07@pref.saitama.lg.jp

(2) 各業務の事務処理（報酬等支給事務）に関すること

ア 令和元年8月31日まで

従来どおり所轄の教育事務所へお問い合わせください。

イ 令和元年9月1日以降

埼玉県教育局教育総務部教職員課県費事務担当

電 話 048-825-0010

FAX 048-825-0013

電子メール a6660-07@pref.saitama.lg.jp

〒330-0074 さいたま市浦和区北浦和 5-6-5

埼玉県教育局教育総務部教職員課県費事務担当

TEL:048-825-0010 FAX:048-825-0013

e-mail: a6660-07@pref.saitama.lg.jp